

物資立替事業をご存じですか？

この事業は、当組合の指定店から組合員とその家族が必要とする生活必需物資を購入する際、購入代金の立替えを行います。

指定店は、当組合ホームページ「物資事業」の一般物資指定店一覧・自動車物資指定店一覧から確認できます。

自動車物資 (軽自動車・普通自動車・オートバイ)

立替利率 年1.0%

立替限度額 200万円(1万円単位)

一般物資 (衣料品・寝具・宝飾品等)

立替利率 無利子

立替限度額 50万円

利用資格 組合員の資格を取得した日から利用できます。

利用方法 所属所の共済事務担当課から交付される**物資購入票**を、自動車や一般物資を購入する際に指定店へ提出してください。

一般物資においては、商品購入時に**組合員証を提示**することで**価格の割引が適用**される指定店もあります。

償 還

指定店から請求のあった翌月から**給与天引き**と**賞与天引き**(賞与併用の場合)により償還します。

任期の定めのある組合員は、任用期間が終了する月までに償還することとなります。

上記記事に関するお問い合わせは

総務課福祉係 ☎028-615-7805

共済だより 第343号 令和4年11月発行

発行／栃木県市町村職員共済組合 〒320-0811 宇都宮市大通り二丁目3番1号 井門宇都宮ビル 3階

電話 028-615-7804 FAX 028-615-7566

URL <https://www.tochigi-kyosai.jp/> E-mail sityouson@tochigi-kyosai.jp

本誌に関するご意見・感想をFAXまたはmailでお寄せください。お待ちしております。